

対しては協会の組織を定める

第一章 總則

第一条 本会は協会の組織を定めることとする

、

第二条 本会の目的は、協会の組織を定めることとする

第三条 本会の組織は、協会の組織を定めることとする

第二章 役員

第四条 協会の役員は、協会の組織を定めることとする

協会の役員は、協会の組織を定めることとする

第五条 協会の役員は、協会の組織を定めることとする

協会の役員は、協会の組織を定めることとする

又、

第三章 附則

第六條 本会は協会の組織を定めることとする

協会の役員は、協会の組織を定めることとする

第七條 本会は協会の組織を定めることとする

協会の役員は、協会の組織を定めることとする

協会の役員は、協会の組織を定めることとする

第八條 本会は協会の組織を定めることとする

協会の役員は、協会の組織を定めることとする

第九條 本会は協会の組織を定めることとする